

令和元年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第1号）

令和元年12月6日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第5号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第71号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第6 第72号議案 笠松町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第73号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第74号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第75号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第76号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第77号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第78号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第79号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第80号議案 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

- 日程第15 第81号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議について
- 日程第16 第82号議案 町道の路線認定について
- 日程第17 第83号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 第84号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 第85号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 第86号議案 令和元年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 第87号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第3号）について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、令和元年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 田島清美 議員

8番 安田敏雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、2点御報告させていただきます。

1点目は、監査委員より令和元年度8月分、9月分及び10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、令和元年11月13日に第63回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、28項目の一般決議及び2項目の特別決議が採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

なお、当大会には正副議長が出席をされました。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で配水管布設替工事ではありますが、契約金額、契約の相手方、工事内容等、詳細につきましては、お手元の議案資料1ページから2ページをお目

通してください。

また、平成30年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算書、平成30年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算書、以上の2件につきましては、岐南町及び羽島市より報告されましたので、お手元に配付させていただきました。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第5号報告及び日程第5 第71号議案から日程第21 第87号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第5号報告及び日程第5、第71号議案から日程第21、第87号議案までの17議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、専決処分の報告1件、令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認1件、笠松町印鑑条例の一部を改正する条例ほか7件の条例案件8件、岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議ほか1件の協議案件2件、町道の路線認定1件、令和元年度笠松町一般会計補正予算（第4号）ほか4件の補正予算5件、以上18件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次、議案の説明をさせていただきます。

まず議案書の1ページ、第5号報告 専決処分の報告についてであります。

こちらは地方自治法180条第1項の規定により、笠松町において指定された事項の決定について専決処分をいたしましたので、これを報告するものでございます。令和元年11月18日に専決をさせていただきました。財物事故に係る損害賠償の額であります。

相手方は羽島市在住の男性で、事故の概要につきましては、令和元年7月19日に笠松町東金池町の町道を走行中の自動車が路面の陥没部分にタイヤを落とし、左後ろタイヤが損傷したものであります。損害賠償額は4,500円であります。示談の成立日は11月18日で、責任割合は当方が30%、相手方が70%であります。全て全国町村会の総合賠償補償保険で対応いたしております。

続きまして、3ページの第71号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕

がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

令和元年10月1日に専決をさせていただきました。補正額は133万6,000円であります。

こちらは、令和元年8月24日に松枝小学校校舎のひさし先端よりモルタルの落下を発見し、9月中に劣化状況調査を実施した結果から、特に緊急を要する部分の撤去工事を行うもので、本工事を実施するに当たり、児童の安全面及び緊急性を考慮すると、キッズウイーク期間中に工事を行うことが最適であり、専決処分したものであります。

歳出で7ページですが、教育費、小学校費、学校管理費のほうで、劣化状況調査に伴う緊急撤去工事を150万円確保すべく専決をさせていただきました。補正額については、他の工事の契約差金を充てた後の133万6,000円を増額補正させていただきました。財源につきましては、財政調整基金を充てるため、繰入金を増額補正させていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして8ページ、第72号議案、議案資料では3ページになります。笠松町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されることになったため、笠松町印鑑条例の一部を改正するものであります。

この成年被後見人の一律的な権利制限が見直されたことにより、印鑑の登録を受けることができない者として、町条例第2条第2項第2号に規定されております成年被後見人を意思能力を有しない者に改正します。この改正により、成年被後見人であっても、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請である場合は、意思能力を有する者として印鑑の登録の申請を行うことができることとなります。

そのほか、前回9月に旧姓併記の改正を行いました。その際、国が示さなかった部分で改正が必要であったとの通知がありまして、第5条と第6条を合わせて規定整備を行います。

施行期日は公布の日であります。

9ページをお開きください。第73号議案 笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

9月の定例会で提案させていただき、議決をいただきましたが、会計年度任用職員制度の導入に伴い、新地方公務員法第22条の2、第1項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員については、地方自治法第204条第1項を改正し、常勤職員と同様に給料、手当、旅費の支給対象であることが明確化されました。

これに伴い、議案資料の4ページの公務災害補償条例第5条において、第3号の報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加えまして、給料を支給される職員の補償基礎額

について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与月額の例によることとする規定を新たに整備し、あわせて報酬が日額以外の方法によって定められている職員または報酬のない職員の補償基礎額についての規定整備を行うものであります。

まず、新条例の第5条第4号ですが、これは報酬が日額以外の方法によって定められている職員または報酬のない職員について、報酬が日額で定められている職員との均衡を考慮して、実施機関が町長と協議して定める額ということの規定いたします。

また、同じく5条の第5号では、給料を支給されるフルタイム会計年度職員の補償基礎額について、常勤の職員の公務災害補償に係る平均給与月額の例により、実施機関が町長と協議して定める額ということの規定させていただきます。

施行期日は、令和2年の4月1日であります。

続きまして、10ページをお開きください。第74号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、令和元年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

内容といたしましては、条例第5条第2項の期末手当の支給割合の改正となります。まず改正条例の第1条では、令和元年12月1日適用するもので、資料では5ページに記載がございますが、12月の期末手当を2.225月から2.275月、0.05月の増額となります。年間の支給割合は4.45から4.5月となります。

また、この改正条例の第2条では、令和2年4月1日適用ということで、資料では6ページになりますが、6月と12月の支給割合を均衡にする改正を行います。

施行期日は公布の日で、ただし、2条の規定は、令和2年4月1日適用となります。

続きまして、12ページをお開きください。第75号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちら、令和元年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容を考慮し、特別職の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものでございます。前議案と全く同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

13ページをお開きください。第76号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和元年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

議案の13ページですが、まず改正条例の第1条関係ですが、資料では11ページになっております。

こちらは、平成31年4月1日までの遡及適用となっております。給料表を増額改定するもの

で、行政職の給料表改定率は0.1%、医療職給料表改定率は0.12%であります。勤勉手当の12月の支給割合を0.05カ月増額するものであります。12月勤勉手当を現在の0.925月から0.975月に引き上げます。年間の期末・勤勉手当の支給月は4.45から4.5月となります。

改正条例の2条関係ですが、こちらは令和2年4月1日適用ですが、資料12ページの下のところになりますが、議案では24ページですかね。

まず、住居手当の支給対象となる家賃下限を現在の「1万2,000円」から4,000円引き上げ「1万6,000円」に、それから手当上限額、現在の2万7,000円を2万8,000円に1,000円引き上げる改正を行います。そして、勤勉手当の6月と12月の支給割合を均等にする改正を先ほどの2つの議案と同じように改正いたします。

施行期日は公布の日で、第2条は令和2年4月1日適用となります。給与改定の概要につきましては、資料の11ページから19ページに添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

26ページの第77号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和元年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定等に伴い、給料表の改正を行うものであります。

内容といたしましては給料表を増額改定するもので、全体では0.38%の改定率となります。なお、1級の給料表の改定率は0.6%で、2級の給料表改定率は0.23%となります。

施行期日は、令和2年4月1日となります。

続きまして、32ページをお開きください。第78号議案 笠松町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

運営費の2分の1相当を利用者負担とする国の基準がございます。それから近隣市町の状況、さらには令和2年4月1日から会計年度任用職員制度の導入による運営費、つまり人件費の増額等を踏まえまして、利用料を改正するものでございます。

利用者負担額の改正であります。国の基準どおりですと30%の増額となりますが、町としては、利用者の急激な負担増とならないよう激変緩和措置として、現在の利用料を一律20%増額するものであります。なお、端数は500円単位で切り上げ、上限額は1,000円までといたしております。詳細は資料の20ページを御参照いただきたいと思います。

施行期日は、令和2年4月1日であります。改正後の放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例適用の規定は、令和2年4月1日以降の利用料について適用し、同日前までの利用料については従前の例であります。

34ページをお開きください。第79号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に伴い、従うべき基準により定めた放課後児童支援員の資格要件に関し、所要の規定整備を行うものであります。

この放課後児童支援員は、保育士等の資格要件を満たし、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないのですが、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針を受けて、放課後児童支援員認定資格研修の事務権限について、平成31年4月1日から政令指定都市も実施できることとなったため、この指定都市の長が行う研修を含めるものであります。

それから、放課後児童支援員の資格要件であります。6月にも水道事業関係の整備資格者の基準で改正いたしました。こちらの放課後児童支援員の資格要件も今回改正させていただくもので、保育士等の有資格者以外に、大学において教育にかかわる特定の学科や課程を修めて卒業した者も対象としていますが、この6月に改正しましたように、学校教育法の一部を改正する法律により、専門職大学が創設されたことに伴い、この専門職大学の前期課程修了者も対象に含めるものであります。

施行期日は公布の日であります。現在の支援員の人員は19人です。

続きまして、35ページの第80号議案 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜県内の市町村、一部事務組合、広域連合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理しております岐阜県市町村職員退職手当組合の規約について、構成団体であります中濃地域農業共済事務組合、東濃農業共済事務組合及び飛騨農業共済事務組合が脱退することに伴い、所要の規定整備を行うものであります。構成団体は64から61団体に減ります。

今申し上げた3つの組合と、岐阜中央、西濃共済、県の共済組合連合会が1つになって岐阜県農業共済組合ができます。それで、一部事務組合であったこの3つの組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、同日をもって、この退職手当組合から脱退することに伴う改正であります。

施行期日は、令和2年4月1日です。

続きまして、36ページをお開きください。第81号議案 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜地域児童発達支援センター組合の規約について、構成団体であります八百津町が今年度限りでこの組合を脱退することに伴い、所要の規定整備を行うものであります。この組合を構成する地方公共団体から加茂郡八百津町を削除するもので、構成団体は11団体から10団体となります。そして、組合の議会の議員の定数を21から20に変更するものであります。

施行期日は、令和2年4月1日です。

37ページで、議案資料では24ページから26ページになっておりますが、第82号議案 町道の

路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について町議会の議決を求めるものであります。

中新町地内の宅地開発により設置されました私有道路について、町道編入審査委員会において規格に適合しているかどうか等、適否について審査を行った結果、町道に編入することとするものであります。議案資料の24ページが中新町2号線で、延長は81.8メートル、幅員が6メートルから12メートル、25ページが中新町3号線で、延長が29.5メートル、幅員が6メートルから9.7メートル、資料の26ページが中新町4号線で、延長が54.4メートルで幅員が6メートルから11.8メートルであります。計165.7メートルを町道に編入するものであります。

続きまして、38ページの第83号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回、2,816万8,000円の増額補正をさせていただきます。

まず初めに、令和元年の人事院勧告に基づく給与改定及び育休復帰に伴う人件費等に伴う増額補正であります。給与改定等の内容については条例改正の議案において説明しましたように、議会議員及び特別職に係る12月期末手当の支給率を引き上げることに伴う増額のほか、一般職においては、給与改定及び職員手当の支給状況の異動に伴う増額、また転居に伴う住居手当等の減額について所要の補正を行うもので、この一般会計に係る人件費は690万3,000円の増額でございます。他会計を含めた全体では728万7,000円の増額補正となります。

人件費以外のその他の補正内容について御説明申し上げます。

いつものように歳出のほうから御説明申し上げます。

45ページの第2款の総務費、総務管理費、4目の電子計算費であります。こちらは地方自治法施行規則の一部改正により、歳出科目の7節の賃金が廃止となるため、財務会計システムの個別機能の改修が必要となることによる所要の補正で、情報センターへの委託料を14万8,000円計上させていただきました。

5目の町民バス運行費ですが、報償費と需用費の補正をさせていただいております。こちらは公共施設巡回町民バス路線の見直しを前提として、笠松町地域公共交通会議の会議を開催し、見直し案の承認を得る必要があることによる会議開催費用による所要の補正を2万5,000円、それから当初見込んでいなかった町民バスの修繕料で、運行の安全を確保するため、既に実施した分を106万7,000円増額補正し、今後の修繕料に備えるため増額補正をいたします。

6目の防災対策費ですが、こちらは自主防災会への防災備品整備事業費補助金を当初予算で30万円予算計上しておりましたが、当初より多くの要望がございまして4万2,000円の補助金の増額を計上させていただきました。

7目の国際交流事業費ですが、こちら笠松中学校と姉妹校提携を締結しておりますグアムのイナラハン・ミドル・スクールが令和2年2月25日に来日することになりまして、その交流に

要する費用を56万5,000円、全体では計上させていただきました。来町される日程の詳細はまだ不明でございますが、前回の交流を参考に概算として見積もりをさせていただいております。

総務費の第4項の戸籍住民基本台帳費、第1目の戸籍住民基本台帳費ですが、47ページですね。こちらはマイナンバーカード交付促進に当たり、一応、令和4年に100%を目指しております、これから住民の皆さんに働きかけを行ってまいります、交付案内通知に係る経費及び交付申請手続に係る備品を整備するため、合計で21万5,000円補正をさせていただきました。特に備品購入では、申請手続に使うタブレット、それから本人確認等のためコピーするためのプリンター、それからウェブカメラを増額計上させていただきました。財源は全て国庫補助金で対応する予定であります。

それから、第3款の民生費のほうでは、国民健康保険と介護保険特別会計の増額補正に伴い、合計で70万9,000円の増額補正をさせていただいております。

4目の障害福祉費では、地域振興公社に事業委託しておりますことばの教室の既存パソコンのウィンドウズ7のサポート終了に伴い、新規パソコンを2台購入するため、運営事業補助金を27万4,000円増額させていただきます。

7目の国民年金総務費ですが、国民年金保険料の産前産後期間に係る免除申請の届け出を電子媒体で進達できるように、それから日本年金機構からの処理結果を電子媒体で取り込みをすることに伴い、システム改修費として14万9,000円を計上させていただきました。全額、国庫の委託金を充てる予定であります。

2項の児童福祉費、第2目のこども館費ですが、遊戯室に大型のエアコンを設置したわけですが、初めての夏を迎えまして、この夏は暑かったものですから、稼働時間が長かったことで電気代がふえましたので、5万7,000円を増額補正させていただきます。それから、建物の軒天井の一部張りかえ、それから車進入禁止のガードポールの修繕に伴い、修繕料を5万5,000円補正させていただきました。

それから、第4款の衛生費、第2項の清掃費、第1目の塵芥処理費であります、まず一つは、笠松競馬場から排出される馬ふんの運搬積載量の精査により、委託料を430万4,000円増額補正させていただきますのと、それから、一番下の事業系一般廃棄物の処分量の増加によりまして、伊賀市に納める環境保全負担金を6万3,000円増額させていただきます。もう一つは、廃小型家電の排出量が思ったより増加しておりまして、再生処理委託料を94万5,000円増額補正させていただきます。

それから、第7款の土木費、第2項の道路橋梁費、第2目の道路新設改良費であります、幹線町道及び2項道路、後退が必要な道路ですが、これに該当する道路で、隣接する土地所有者から寄附を受けると笠松町町道拡幅改良取扱要綱第2条第1項に基づきまして、側溝の新設を行わせていただきます。予算的な制約もありまして、まだまだ待っていただいている件数

がたくさんありますが、今回、中でも幹線町道路線で交通安全上支障がある2カ所を優先的に工事をさせていただくということで118万2,000円を増額補正させていただきます。場所は下本町と田代地内であります。

3目の交通安全対策費ですが、交通安全対策に関する要望が増加しておりまして、カーブミラー等、緊急に対応が必要な箇所への増額をすることと、それから全国各地で悲惨な子供たちの交通事故が発生しておりまして、これを受けて国のほうで未就学児等及び高齢者の交通安全緊急対策が閣議決定されたことによりまして、当町においても緊急安全点検を実施いたしました。対策が必要と判断した交差点や歩道を整備するための工事請負費を208万8,000円増額させていただきました。道路反射鏡は6基分を追加させていただきます。それから、交通安全施設でガードパイプを設置いたします。北及地内と長池地内であります。なお、円城寺地内でも同様の緊急対策箇所がございましたが、県道であるため、こちらについては県で対応していただけることになっております。

第9款の教育費の教育総務費の第1目の教育総務費ですが、幼児教育・保育の無償化における新制度未移行幼稚園の負担金であります。9月の時点では、少ない情報の中での概算で予算措置させていただきましたが、今回、幼稚園利用者負担金や預かり保育の上限額、さらにはその利用者数が確定し支払い額に不足が見込まれるため、この旧制度の幼稚園利用者負担金を1,002万3,000円増額することと、逆に預かり保育負担金については229万5,000円を減額させていただきます。差し引きとしては772万8,000円増額するものであります。

第2項の小学校費、第1目の学校管理費ですが、下羽栗小学校ですが、来年度、排尿に難のある児童が入学予定であります。そうしたことから、既存の和式の2基を多目的トイレへ改修するための工事を行うため、377万8,000円補正させていただきます。

第6項の保健体育費、第3目の総合会館費ですが、まず光熱水費については、アリーナのほうが利用が多く、夏場の利用が多かったため、電気代が足りないということで光熱水費を78万7,000円増額させていただきます。

それから、手狭であったホールを改善するため、図書をフィットネスルームへ移転しました。アリーナの利用時の安全性も考慮して、プレイルームからの入室ができるような改修をさせていただく工事費と、それから防球ネットを設置するというので50万1,000円の補正をさせていただきます。

第10款の公債費につきましては、借りかえ等に伴い、合計で263万8,000円の減額補正をさせていただきます。

11款の諸支出金、2項 基金費、第5目の光文庫整備基金費であります。今年度も光製作所より寄附の申し出がございましたので、基金に積み立てを伴う所要の補正を200万円させていただきます。

歳入につきましては、今触れなかった部分だけを説明させていただきます。

42ページに戻っていただきまして、第8款の地方特例交付金であります。子ども・子育て支援臨時交付金、こちらは幼児教育・保育の無償化に伴う臨時交付金であります。当初は元年度半分については全額国のほうで持つということで予算補正しておりましたが、10月分から県の4分の1負担分を県に一旦納めて、それから県から来るような形に制度で決定いたしましたので、こちらを減額して、県の支出金に組み替える補正をいたしております。

44ページ第16款の寄附金であります。令和元年10月31日に岐阜信用金庫笠松支店より、リバーサイドカーニバルの売上金を商工業振興に充ててくださいということで寄附がありましたので、4万5,000円増額補正をさせていただきます。

第17款の繰入金でございますが、今回の補正に伴い、不足する財源に充てるため、財政調整基金を1,220万6,000円増額補正させていただきます。

第19款の諸収入であります。こちらは消防団員用の防寒着を購入いたしました。これに対して、一般財団法人自治総合センターの助成金を活用できましたので、90万円の増額補正をさせていただきます。消防費のほうで財源内訳補正をしております。以上が一般会計の補正内容であります。

続きまして、54ページの第84号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正額は131万6,000円であります。

こちらの会計でも、給与改定に伴う人件費の増額補正を43万5,000円させていただきます。そして、令和3年3月の稼働予定であります。国と国保連合会を結ぶオンラインが整備されることに伴いまして、被保険者の資格情報等を国保情報集約システムに連携するためのシステム改修と、それからあわせて外国人被保険者の在留資格等を管理するためのシステム改修に要する費用の増額を88万1,000円補正するものであります。

財源につきましては、全額国の補助金をいただける予定ではありますが、現時点でははっきりしておりませんので、今回の補正では一般財源で対応しております。決まりましたら、3月に財源内訳補正を予定しております。

歳入につきましては、人件費増額分は一般会計からの繰り入れ、またシステム改修に係る増額分については、前年度繰越金を充てております。

続きまして57ページ、第85号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回は27万4,000円の増額補正をさせていただきました。

59ページの歳出でございますが、給与改定等による人件費の補正については8万2,000円を補正させていただきます。そしてもう一つは、羽島市・羽島郡二町介護認定審査会において、

人件費の増に伴う負担金の増について所要の補正を19万2,000円行っております。財源につきましては、繰入金を充てております。

続きまして、60ページの第86号議案 令和元年度笠松町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

17万5,000円の増額補正であります。

収益的支出と資本的支出で人件費の増額補正を先ほど申し上げました17万5,000円を増額させていただきました。歳出だけの補正であります。

最後ですが、69ページの第87号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第3号）についてありますが、今回9万4,000円の増額補正をさせていただきます。

収益的支出の補正で、給与改定に伴い、人件費を9万4,000円増額補正させていただいております。当初予算で人件費を計上してありますが、今回支払いできない分のみの補正となっております。

以上が今議会に提案させていただきました案件でございます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。明12月7日から15日までの9日間は、議案精読のため休会とし、12月16日午前10時から本会議を再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明12月7日から12月15日までの9日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時49分